

平成30年 改訂版

# 試練と憧れ

立山・劔岳方面山岳遭難白書



立山・劔岳方面遭難対策協議会  
富山県上市警察署

## ま え が き

昨年5月に第68回全国植樹祭が富山県内で開催され、ご臨席のため天皇皇后陛下がご来県されました。富山県の雄大な自然、とりわけ海拔0mから標高3000mへと聳え立つ立山・劔岳を中心とした北アルプスの魅力を国内外に発信する絶好の機会となりました。

また、昨年は、登山者・観光客の要望に応える形でアルペンルートがこれまでで最も早い4月15日に全線開通し、本年も同日全線開通する予定となっていることから、富山県が誇る山々にますます多くの方が足を運んでいただけるものと期待しています。

さて、平成29年の劔岳・立山方面一帯における山岳遭難発生件数は、前年より10件増加して85件となり、遭難者数も9人増加して95人となりました。ゴールデンウィークの劔岳では雪崩による遭難が相次ぎ、秋山シーズン中の劔岳等においても滑落・転落等による遭難で、昨年は12名の尊い命が山岳遭難により失われました。

遭難者の年代別では40歳以上の中高年登山者の割合が、全体の73%と高い割合を占め、中でも目立つのは、60歳以上の遭難者数が47人と半数近くを占めていることです。態様別では道迷いによる遭難が19人と最も多く、次いで、滑落によるものが18人となっています。

この白書は、悲惨な山岳遭難が僅かでも減少することを願い、平成29年中の立山・劔岳方面における山岳遭難発生状況と救助活動についてまとめたものです。山を愛し、山を尊ぶすべての皆さんに山岳遭難の実情を知っていただき、悲劇が繰り返されないことを心から願っています。

平成30年3月

立山・劔岳方面遭難対策協議会長

上市町長 中川 行孝

# 目 次

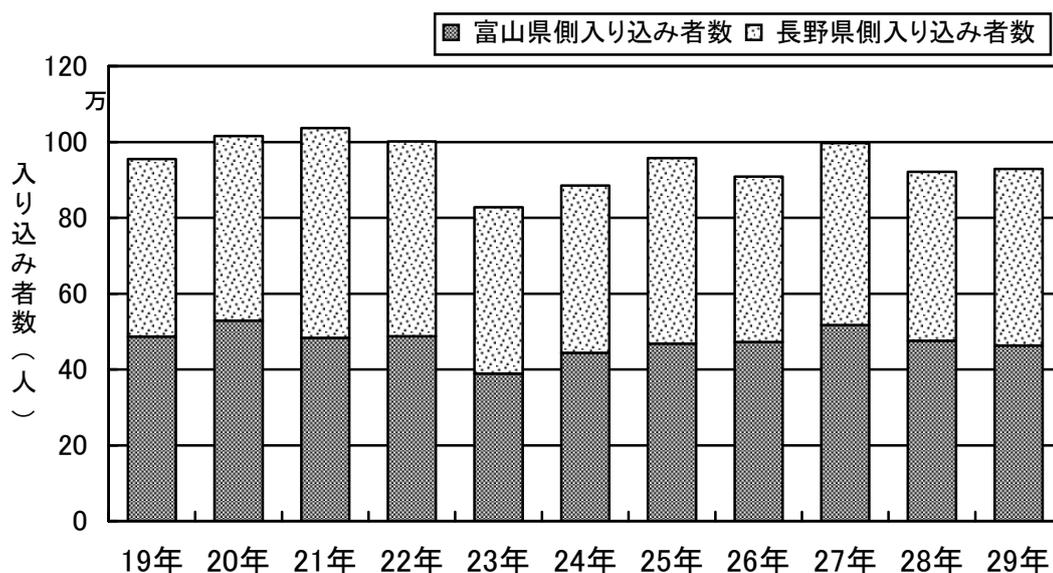
第 1	入山者と山岳遭難の概況	
1	入山者の <sup>すうせい</sup> 趨勢	1
2	山岳遭難の概況	2
第 2	平成29年の山岳遭難状況	
1	過去15年間の発生状況	3
2	月別発生状況	4
3	場所別発生状況	4
4	山域別発生状況	5
5	態様別発生状況	6
6	原因別発生状況	6
7	年代別・男女別発生状況	7
8	遭難者の登山届提出状況	8
9	遭難者の山岳会等所属状況	8
10	パーティー構成人数別発生状況	8
第 3	山岳警備活動状況	
1	救助活動状況	9
2	山岳遭難におけるヘリコプター出動状況	9
3	救助訓練状況	10
4	遭難防止対策	10
第 4	立山・劔岳方面の関係法令	
1	富山県登山届出条例関係	11
(1)	年度別条例登山届出状況	11
(2)	富山県登山届出条例	12
(3)	富山県登山届出条例施行規則	14
(4)	勧告の基準	15
(5)	危険地区及び特別危険地区	16
(6)	登山届様式	17
2	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱関係	21
(1)	年度別入山届受理状況	21
(2)	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱（入山届様式）	21
第 5	積雪期における劔岳の危険箇所	
1	早月尾根上部	26
2	小窓尾根	27
3	赤谷尾根	28
4	北方稜線	29
第 6	富山県山岳遭難救助組織図	30
第 7	平成29年の山岳遭難を振り返って	31

## 第1 入山者と山岳遭難の概況

### 1 入山者の<sup>すうせい</sup>趨勢（立山黒部貫光株式会社資料から）

平成29年の立山黒部アルペンルートは4月10日に立山駅から弥陀ヶ原までの間が部分開通し、4月15日に全線開通した。開通期間は11月30日までの間であった。

入山者数は前年に比べて約1パーセント増加し、92万9,051人であった。



区分 年別	富山県側 入り込み者数	長野県側 入り込み者数	合計
平成20年	529,066	486,451	1,015,517
平成21年	483,698	553,275	1,036,973
平成22年	487,681	513,722	1,001,403
平成23年	388,835	438,583	827,418
平成24年	444,091	440,827	884,918
平成25年	468,497	489,108	957,605
平成26年	472,059	436,691	908,750
平成27年	516,718	480,131	996,849
平成28年	475,768	445,914	921,682
平成29年	463,105	465,946	929,051

## 2 山岳遭難の概況

平成 29 年の山岳遭難は

発生件数 85 件（前年比 +10 件）

遭難者数 95 人（前年比 +9 人）

であり、発生件数、遭難者数ともに増加した。

その特徴としては

- 遭難死者数は 12 人であり、そのうち 9 人が春山及び秋山での発生だった。

春山では雪崩による死者数が 2 人、滑落による死者数が 2 人、熊様不明の死者数が 1 人であった。

秋山では滑落・転落による死者数が 4 人であった。

- 発生場所別にみると、登山道における遭難者数が 42 人と最も多く、全体の 44%を占めた。
- 山域別にみると、劔岳方面が 30 人（前年比+12 人）と増加した。
- 40 歳以上の中高年登山者の遭難者数が 69 人（前年比+12 人）と増加し、全体の 73%を占めており高い割合となった。
- 熊様別にみると、道迷いが 19 人（前年比+5 人）と最も多く、次いで滑落が 18 人（前年比+15 人）であった。原因別にみると、スリップとバランス崩しがそれぞれ 16 人と最も多く、次いで地理不案内が 15 人であった。
- 遭難者の 67%が山岳会等に属さない未組織登山者であった。

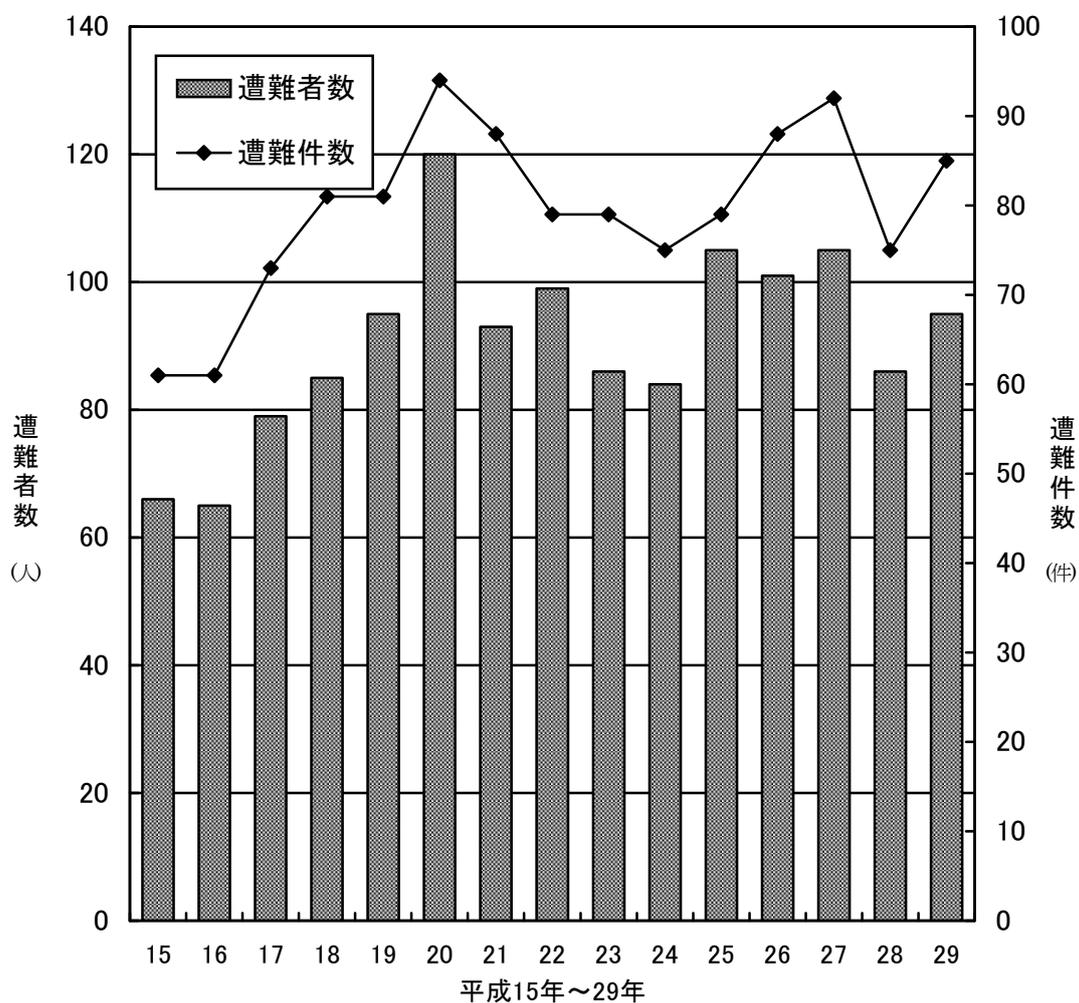
などが挙げられる。



（平蔵谷にて救助訓練中の富山県警察山岳警備隊員）

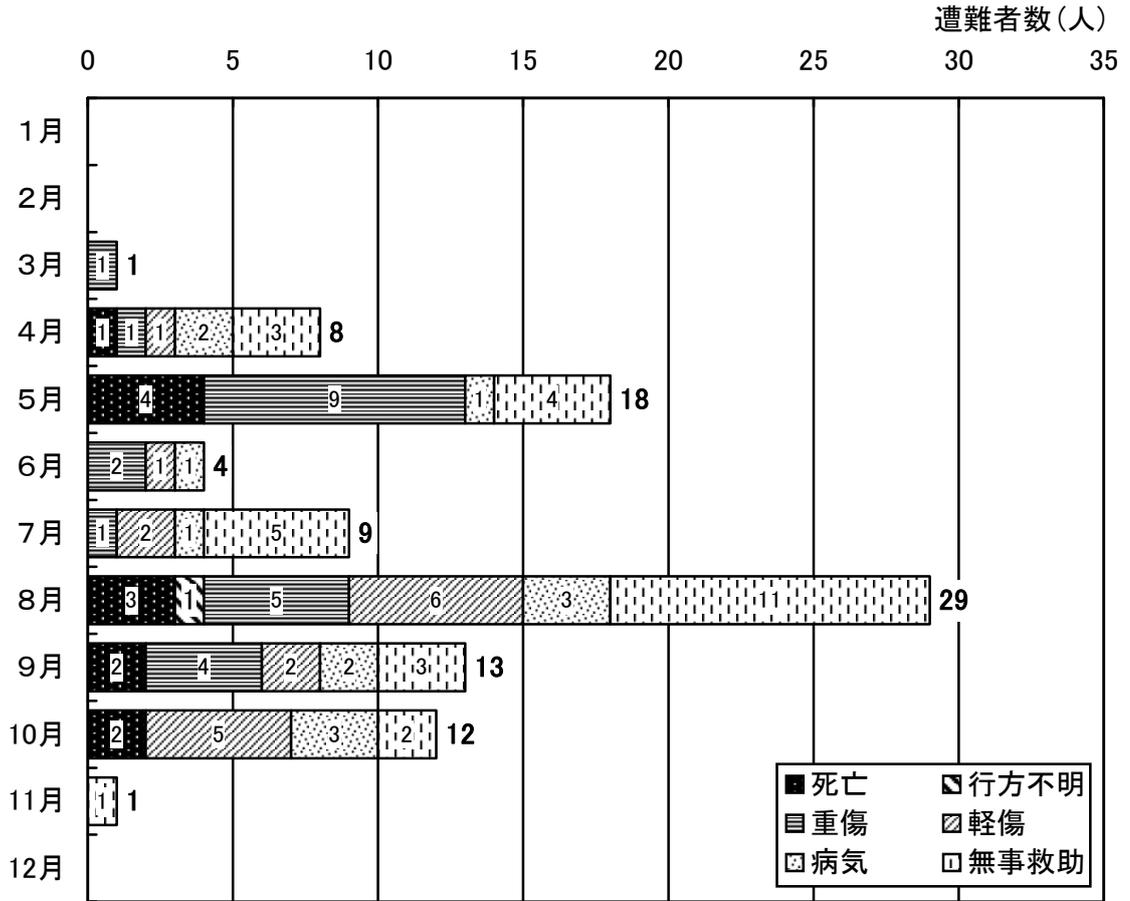
## 第2 平成29年の山岳遭難状況

### 1 過去15年間の発生状況

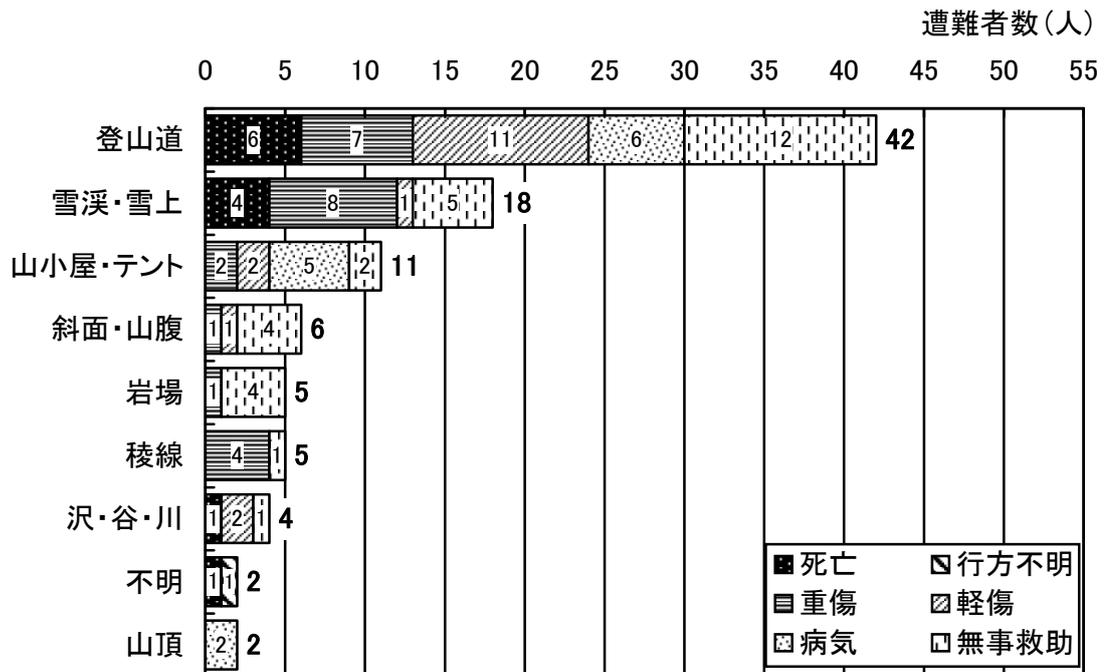


年別(平成)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
遭難件数	61	61	73	81	81	94	88	79	79	75	79	88	92	75	85	
遭難者数	66	65	79	85	95	120	93	99	86	84	105	101	105	86	95	
(遭難者の内訳)	死亡	7	6	4	9	7	10	7	15	9	15	18	8	8	6	12
	行方不明	1		2	1		2		2	2	2		1		1	
	重傷	19	27	19	23	24	24	22	18	18	18	22	30	31	16	23
	軽傷	22	16	27	19	20	17	18	25	16	25	17	19	28	18	17
	病気	11	18	29	23	30	26	26	17	23	17	16	14	14	22	13
	無事救助	5	12	4	20	39	14	26	9	16	9	32	30	23	24	29

## 2 月別発生状況

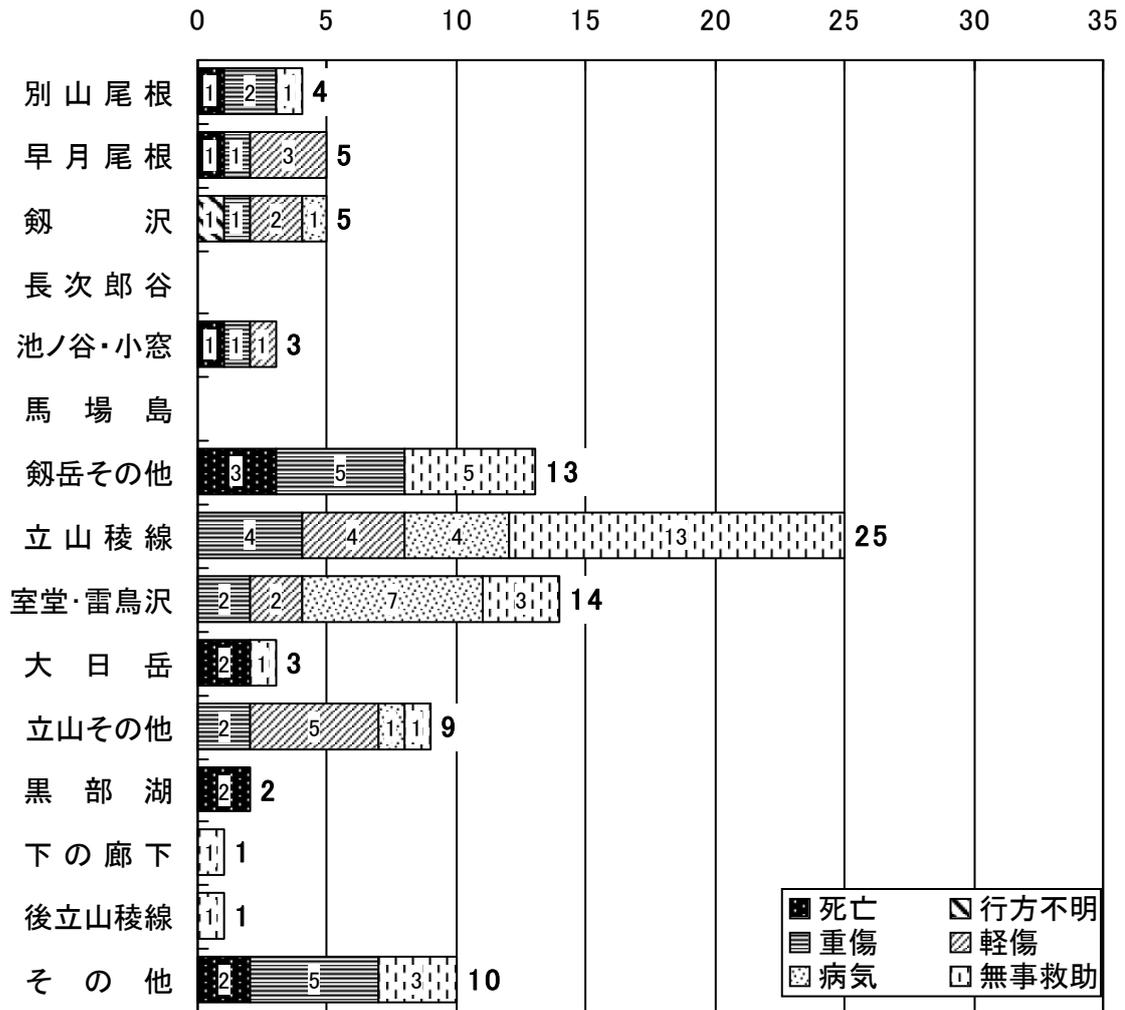


## 3 場所別発生状況



4 山域別発生状況

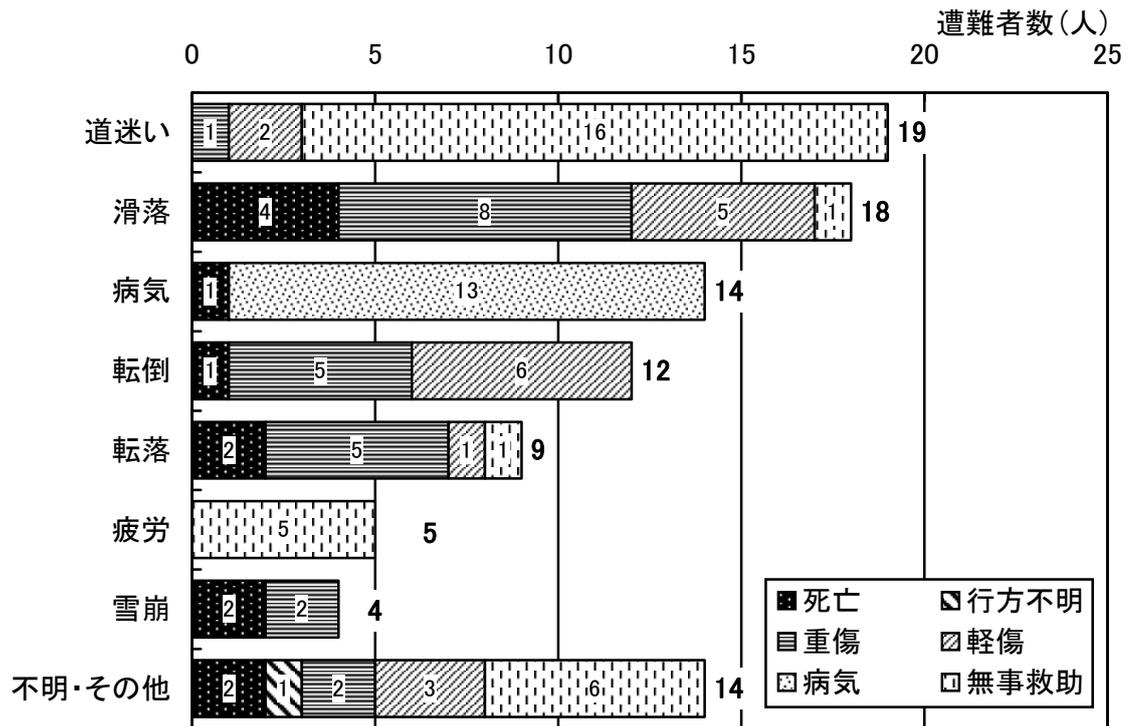
遭難者数(人)



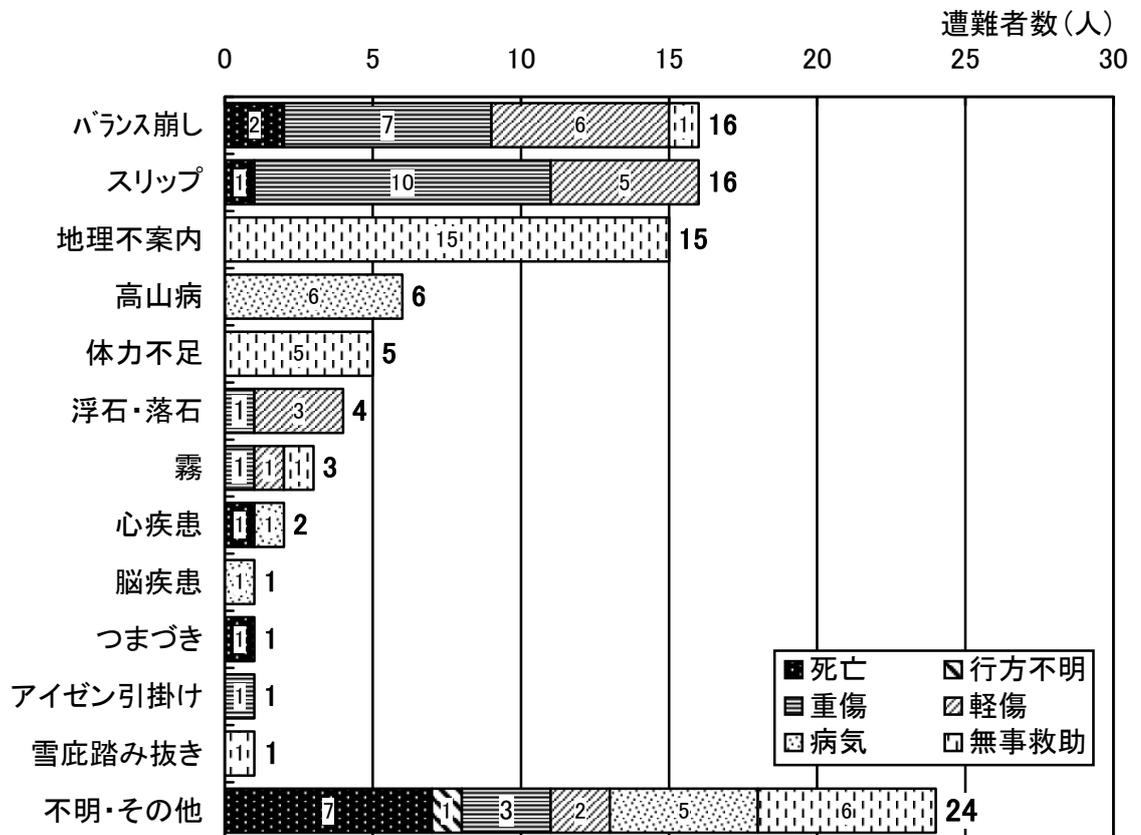
場所の詳細

劔岳方面	別山尾根	劔御前～一服劔～前劔～劔岳
	早月尾根	馬場島～劔岳
	劔沢	劔御前～劔沢二股
	長次郎谷	ハッ峰、長次郎谷、源次郎尾根、平蔵谷
	池ノ谷・小窓	池ノ谷、劔尾根、三ノ窓、チンネ、小窓尾根、小窓
	馬場島	ブナグラ谷、赤谷山、猫又山、中山、細蔵山
	劔岳その他	立山川、東大谷、中仙人谷、北方稜線等
立山方面	立山稜線	室堂山～浄土山～雄山～別山乗越
	室堂・雷鳥沢	室堂平、天狗平、雷鳥沢、室堂乗越、大走り
	大日岳	奥大日岳～大日岳～大日平～称名滝
	立山その他	龍王岳、五色ヶ原、弥陀ヶ原、八郎坂等
黒部川方面	黒部湖	黒部湖、タンボ沢、御山谷、上ノ廊下
	下の廊下	旧日電歩道、丸山、内蔵助谷、黒部別山
	後立山稜線	野口五郎岳～烏帽子岳～針の木岳～鹿島槍ヶ岳等
その他	尖山、土倉山等	

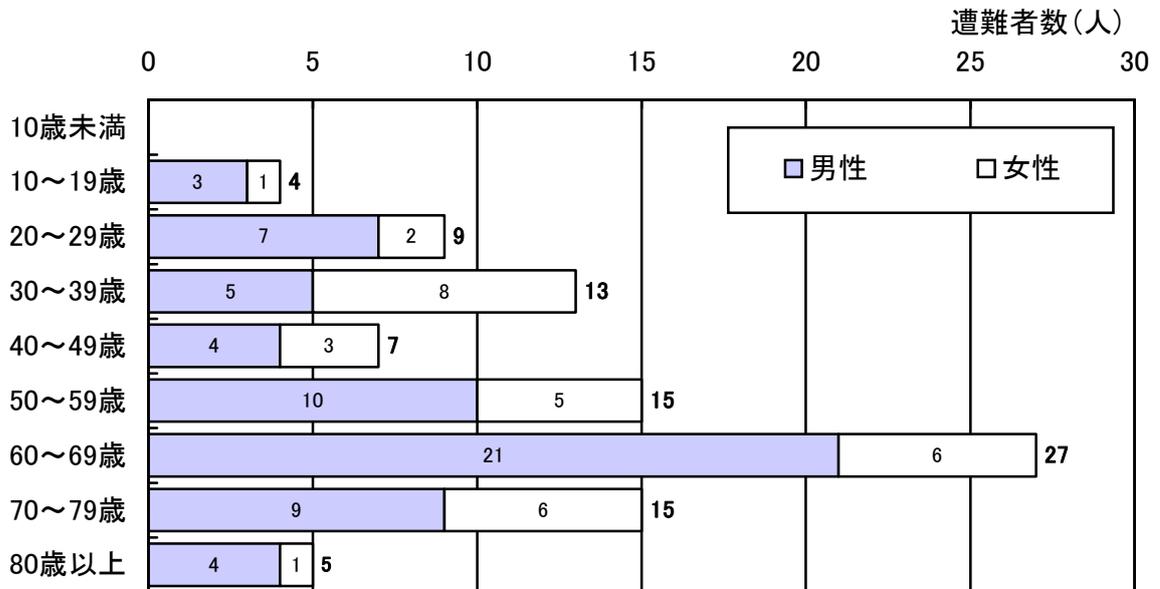
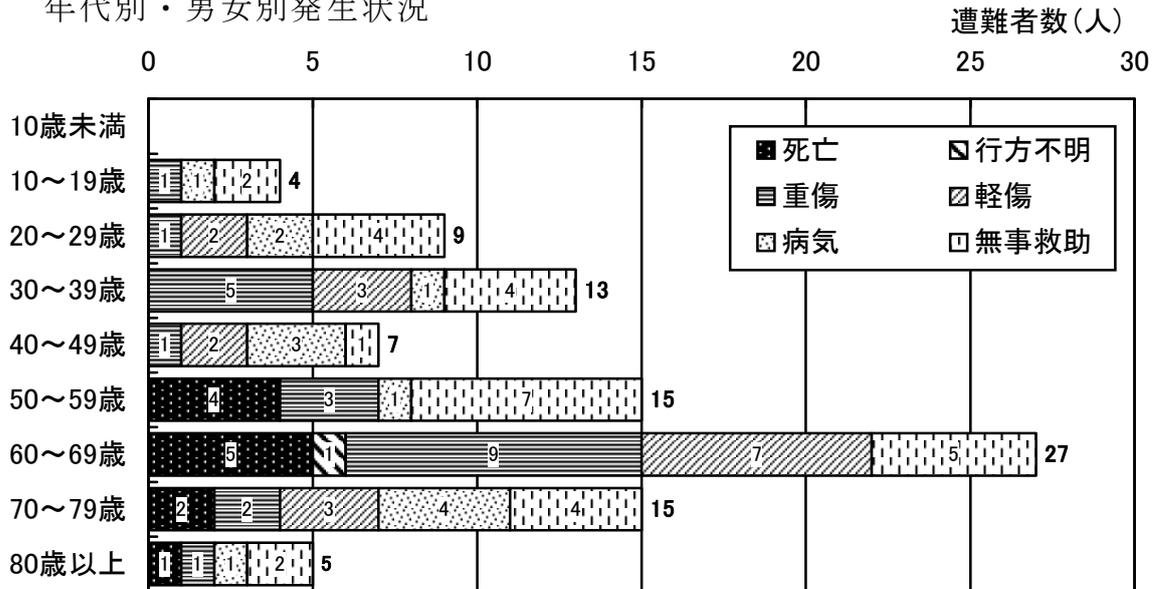
5 態様別発生状況



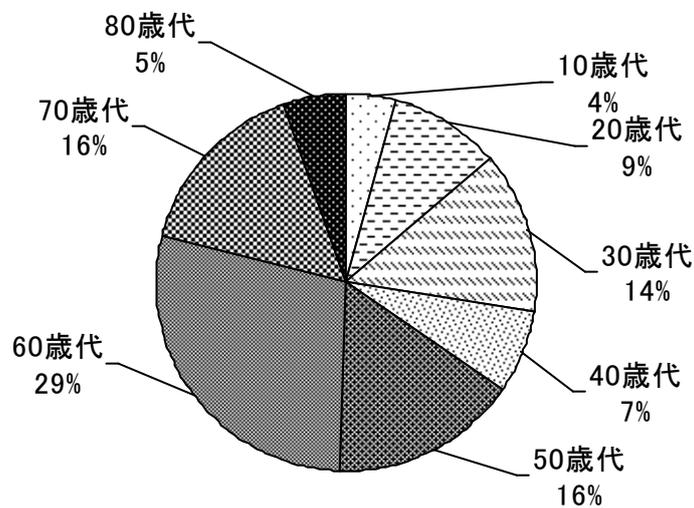
6 原因別発生状況



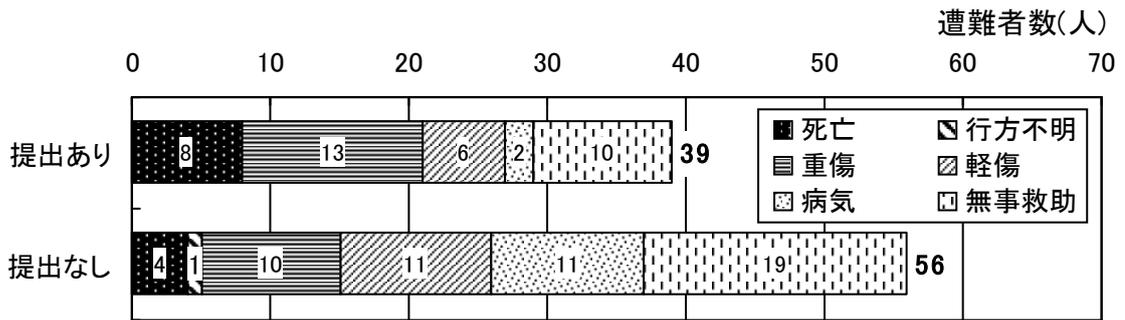
7 年代別・男女別発生状況



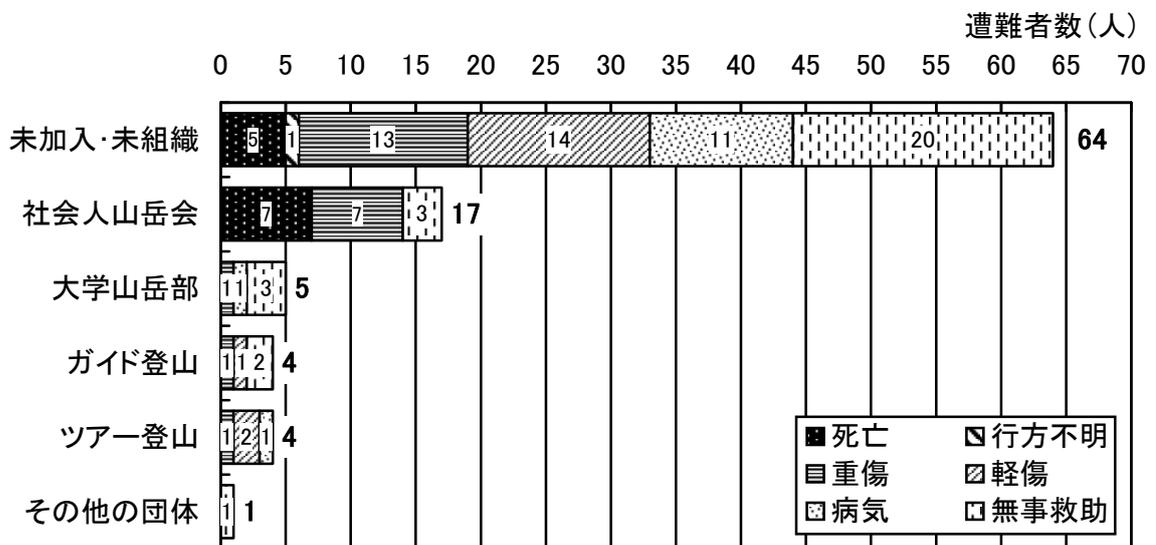
年代別構成比



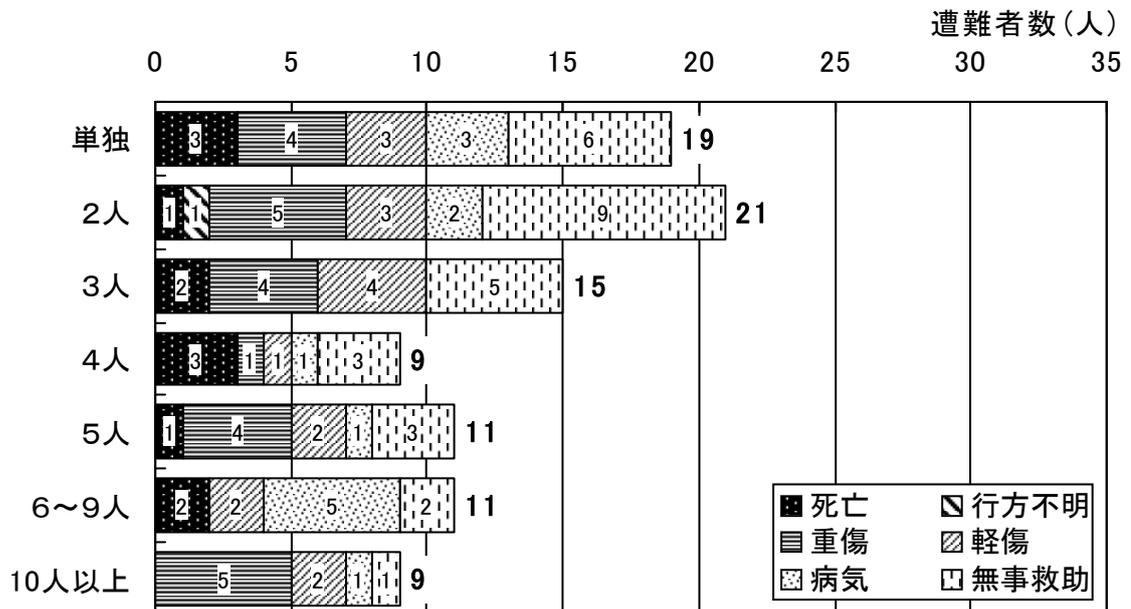
8 遭難者の登山届提出状況



9 遭難者の山岳会等所属状況



10 パーティー構成人数別発生状況



### 第3 山岳警備活動状況

#### 1 救助活動状況

年別	区分 遭難件数	救助出動延べ人数				出動日数
		警備隊等	民間救助隊	その他	計	
平成25年	79	594	19	263	876	151
平成26年	88	448	31	195	674	102
平成27年	92	550	16	256	822	119
平成28年	75	385	8	204	597	84
平成29年	85	599	28	284	911	119

- ・ 「警備隊等」は富山県警察山岳警備隊、富山県警察航空隊等警察関係者、「民間救助隊」は立山・剣岳方面遭難対策協議会救助隊を表す。以下同じ。
- ・ その他には、消防関係者も含まれる。

#### 2 山岳遭難におけるヘリコプター出動状況

年別	区分 遭難件数	警察ヘリ			消防防災ヘリ等			計		
		件数	回数	出動率(%)	件数	回数	出動率(%)	件数	回数	出動率(%)
平成25年	79	9	30	11.4	26	36	32.9	32	66	40.5
平成26年	88	13	21	14.8	24	25	27.3	36	46	40.9
平成27年	92	23	33	25.0	24	28	26.1	44	61	47.8
平成28年	75	8	9	10.7	12	14	16.0	20	23	26.7
平成29年	85	20	21	23.5	26	36	30.6	44	61	51.8

- ・ 消防防災ヘリ等の出動回数には、自衛隊ヘリ、民間ヘリを含む。
- ・ 出動率は遭難発生件数に対するヘリコプターの出動件数。
- ・ 同一の遭難において複数のヘリコプターが出動することもあるため、合計の件数は必ずしも一致しない。

（県警ヘリ「つるぎ」と富山  
県警察山岳警備隊員の訓練）



### 3 救助訓練状況

区 別	種 別	期 間	場 所	延べ人員
警 備 隊	積雪期救助訓練	2月26日～3月2日 5日間	大辻山	65人
	夏山救助訓練	7月11日～7月19日 9日間	劔岳一帯 立山一帯	225人
	秋山救助訓練	9月5日～9月13日 9日間	劔岳一帯 黒部川源流一帯	234人
	定 期 訓 練	ミニ訓練等 延べ22日間	国立登山研修所 劔岳、雑穀谷、航空 隊、等	498人

### 4 遭難防止対策

種 別	月 日	場 所	内 容
山岳遭難白書 「試練と憧れ」発行	3月下旬	遭対協事務局	立山・劔岳方面の平成28年 における山岳遭難白書(第 33号)の発行
劔岳山開き 劔岳鎮魂祭	6月1日	上市町馬場島 鎮魂の社	劔岳登山の安全祈願 劔岳一帯における遭難者の 慰霊
立山・劔岳方面 遭対協総会	8月25日	上市町役場	平成29年度総会を開催し、 各事業、決算、予算を協議
第59回長野・岐阜・富山 三県遭対連絡会議	11月29日	岐阜県高山市	山岳遭難防止について協議
馬場島警備派出所 開所式	12月1日	上市町馬場島	馬場島警備派出所を開所 し、冬期山岳遭難に備える
広 報 活 動	通 年	山小屋等	遭難防止ポスターの作成・ 掲示、遭難防止講話の実施

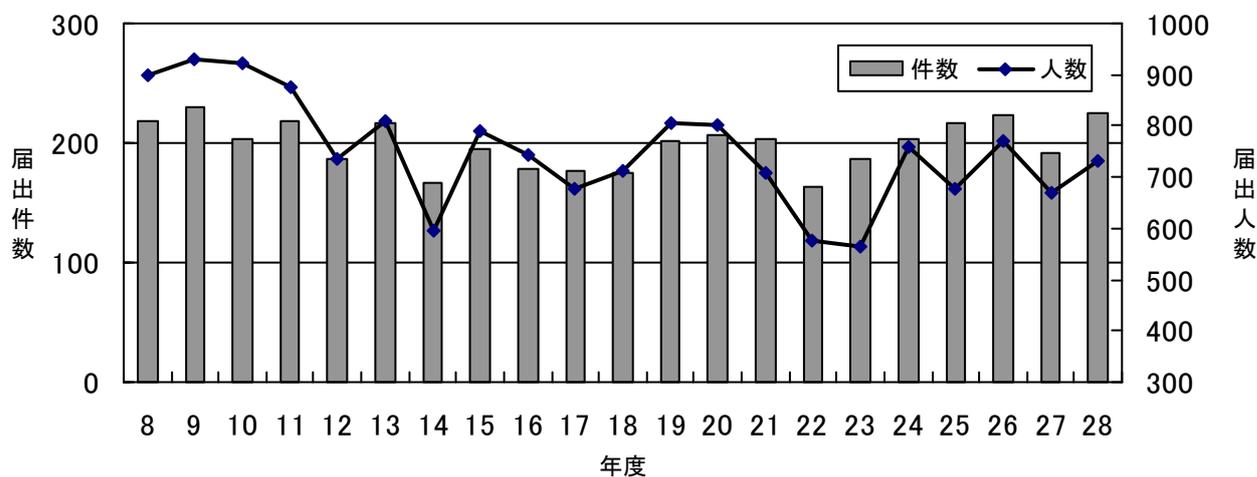
## 第4 立山・剣岳方面の関係法令

### 1 富山県登山届出条例関係

#### (1) 年度別条例登山届出状況（富山県自然保護課資料から）

期別 年度	12/1～2/28			3/1～4/15			4/16～5/15			計		
	件数	人員	うち女性	件数	人員	うち女性	件数	人員	うち女性	件数	人員	うち女性
平成14年	39	183	22	7	14	0	121	400	77	167	597	99
平成15年	28	126	24	7	40	8	160	625	119	195	791	151
平成16年	28	109	13	7	47	2	143	589	118	178	745	133
平成17年	22	83	13	12	66	5	143	528	116	177	677	134
平成18年	21	98	13	7	44	1	147	569	165	175	711	179
平成19年	35	174	20	10	37	2	157	596	130	202	807	152
平成20年	36	153	23	13	47	5	157	601	142	206	801	170
平成21年	28	117	15	7	24	1	168	568	100	203	709	116
平成22年	21	112	19	1	3	1	141	462	89	163	577	109
平成23年	21	73	15	8	21	1	158	470	98	187	564	114
平成24年	25	146	12	15	87	13	164	525	110	204	758	135
平成25年	28	118	19	10	49	4	178	509	102	216	676	125
平成26年	28	127	23	8	50	3	188	594	135	224	771	161
平成27年	27	128	18	5	32	0	160	510	119	192	670	137
平成28年	26	154	15	13	34	1	186	544	156	225	732	166

・平成20年度から、期別を12/1～2/28(冬山)、3/1～4/15(春山前半)、4/16～5/15(春山後半)に変更した。



## (2) 富山県登山届出条例

昭和41年3月26日

富山県条例第22号

改正 昭和44年2月17日条例第1号 昭和44年10月6日条例第40号

平成4年3月27日条例第1号 平成15年12月18日条例第55号

(目的)

第1条 この条例は、富山県の区域内にある山岳のうち、特に危険な地区及び期間に登山しようとする者に対し、登山届を提出させることにより、山岳遭難の防止及び遭難時の対策に資することを目的とする。

(昭44条例40・一部改正)

(定義)

第1条の2 この条例において「危険地区」とは、別表第1に掲げる地区をいう。

2 この条例において「特別危険地区」とは、危険地区のうち別表第2に掲げる地区をいう。

3 この条例において「登山」とは、12月1日から翌年5月15日までの間に危険地区に立ち入ることをいう。

4 この条例において「登山者」とは、登山する者をいう。

(昭44条例40・追加)

(登山者の心構え)

第2条 登山者は、適正な登山計画を作成し、その計画に基づいて装備、食糧等を整え、登山しなければならない。

(特別危険地区に対する登山者の心構え)

第3条 登山者は、12月1日から翌年4月15日までの間は、特別危険地区に立ち入らないように努めなければならない。

(昭44条例40・全改)

(登山届の提出)

第4条 登山者は、次の各号に掲げる事項を記載した登山届を知事に提出しなければならない。この場合において、登山者が集団で登山するときは、代表者が提出することができる。

(1) 住所、氏名、性別及び年齢

(2) 登山歴(山岳団体に所属している登山者にあつては、登山歴についての当該山岳団体の代表者の確認のあるもの)

(3) 行程及び日程

(4) 日程中の行動の概要

(5) 装備及び食糧

(6) 緊急時における連絡先

(7) 緊急時の救助体制

(8) 山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入又は未加入の別

2 前項の届出は、登山する日の20日前までにしなければならない。

3 登山者は、登山前に第1項の登山届の記載事項を変更したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

4 遭難救助に従事する者その他知事が特に認める者については、第2項の規定は、適用しない。

(昭44条例40・平15条例55・一部改正)

(登山届済書の交付)

第5条 知事は、前条第1項の規定により提出された登山届を受理したときは、登山届済書(以下「届済書」という。)を登山者に交付するものとする。

2 知事は、登山届の内容が不相当と認めたときは、届済書を交付する前に、登山者に必要な勧告をすることができる。

(届済書の提示)

第6条 登山者は、常に届済書を携行し、知事の指定する登山指導員（以下「指導員」という。）からその提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 指導員は、登山者の装備等が届済書の記載事項と相違すると認めるときは、必要な勧告をすることができる。

3 指導員は、前2項の規定により、届済書の提示を求め、又は必要な勧告をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(審議会の設置)

第7条 第5条第2項に規定する知事の勧告の基準その他必要な事項を調査審議するため、富山県山岳遭難防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(昭44条例40・一部改正)

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査研究するため、必要があるときは、臨時の委員を置くことができる。

3 委員及び臨時の委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

(昭44条例1・一部改正)

(会長)

第9条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時の委員は、特別の調査研究が終了したときは、解任するものとする。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 登山届を提出しないで登山をした者
- (2) 虚偽の登山届を提出して登山をした者
- (3) 第6条の届済書の提示を拒んだ登山者

(昭44条例40・平4条例1・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭44条例40・追加)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第1号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第55号）

この条例は、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成16年4月1日）

別表第1（昭44条例40・追加）

劔岳及び「早月尾根を中心とした区域で、馬場島からブナクラ乗越に至る白萩川及びブナクラ谷、ブナクラ乗越から赤谷山、白萩山、赤ハゲ、白ハゲ及び池平山を経て仙人山に至るりよう線、北股、劔沢、武蔵谷、武蔵のコルから劔御前、別山乗越、室堂乗越、西大谷山、クズバ山を経て中山に至るりよう線並びに中山と馬場島を結ぶ線に囲まれた区域

別表第2（昭44条例40・追加）

- 1 東大谷を中心とした区域で、東大谷出合、左尾根、早月尾根2,600、早月尾根、別山尾根及び右尾根に囲まれた区域（当該尾根から内側に向かつてそれぞれ50メートル以内の区域を除く。）
- 2 池の谷を中心とした区域で、池の谷出合、小窓尾根、三の窓、池の谷乗越、劔岳、早月尾根及び早月尾根1,920に囲まれた区域（当該尾根から内側に向かつてそれぞれ50メートル以内の区域及び劔尾根両側50メートル以内の区域を除く。）

(3) 富山県登山届出条例施行規則

昭和44年11月1日

富山県規則第55号

改正 平成4年4月30日規則第34号 平成11年3月26日規則第4号

平成13年1月5日規則第2号 平成16年11月8日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県登山届出条例（昭和41年富山県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登山届の様式)

第2条 条例第4条第1項に規定する登山届は、登山届（様式第1号）によるものとする。

(平16規則72・一部改正)

(勧告の基準)

第3条 条例第5条第2項の規定により行う知事の勧告は、次に掲げる事項を検討して行うものとする。

(1) 技術経験に関する基準

12月1日から翌年5月15日まで（以下「積雪期」という。）の登山者の危険地区における登山経験、積雪期における危険地区と同程度の危険性があると認められる山岳における登山経験その他の登山経験の有無による登山技術上の危険性の有無及びパーティーの構成の適否

(2) 行程及び日程に関する基準

行程における登山コース、日程の余裕等の判断による登山計画の適否

(3) 装備等に関する基準

パーティーの構成、行程、登山の方法等に対する装備及び食料の適否

(4) 緊急時の対策に関する基準

緊急時に必要とするトランシーバー等の携行の有無及び山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入の有無による緊急時の対策の適否

(平16規則72・一部改正)

(登山指導員の証票)

第4条 条例第6条第3項に規定する指導員の身分を示す証票は、登山指導員の証票（様式第2号）によるものとする。

(平16規則72・一部改正)

(登山届を登山する20日前までにしなくてもよい者)

第5条 条例第4条第4項に規定するその他知事が特に認める者とは、森林管理署の職員、電力会社の職員その他これに類する者で、業務に従事するため危険地区に立ち入る者とする。  
(平13規則2・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年規則第34号)

この規則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成13年規則第2号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成16年規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### (4) 勧告の基準

(昭和41年9月16日)

改正 昭和42年2月25日 昭和44年8月1日 昭和62年12月9日

条例第5条第2項の規定により、知事が行う勧告の基準は次のとおりとする。

(1) 12月1日から4月15日まで

ア 単独登山に対しては、中止を求める。

イ パーティーの構成メンバーには、原則として2分の1以上の積雪期登山の経験者で構成され、且つリーダーは積雪期登山経験の豊富な者を求める。

ウ 特別危険地区に登山することを計画した届出は、中止又はコースの変更を求める。

エ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。

なお、予備日は、12月1日から2月末日までは少なくとも7日以上、3月1日から4月15日までは少なくとも5日以上を求める。

オ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断し、装備及び食糧が積雪期登山に対しあきらかに不備とみとめられる場合は、再検討及び必要なものの携行を求める。

カ パーティー間及び基地との連絡のため、とくにトランシーバーの携行を求める。

(昭和44年8月1日・一部改正及び追加 昭和62年12月9日・一部改正)

(2) 4月16日から5月15日まで

ア 積雪期登山の経験、コース及び日程等から判断して、明らかに危険とみなされる単独登山者については、中止又は計画の変更を求める。

イ パーティーの構成メンバーには、出来るだけ多くの積雪期登山の経験者を求める。

ウ 登山方式、パーティー構成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。

(昭和42年2月25日・追加 昭和44年8月1日・追加 昭和62年12月9日・一部改正)

(3) その他

ア 山岳団体に所属していない者については、既存の山岳団体に加入するか、又は新たに山岳団体を組織するよう勧奨する。

イ 山岳遭難対策費用に充てるための保険に加入していない者については、加入するよう勧奨する。

(昭和44年8月1日・追加)



(6) 登山届様式

登 山 届

平成 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

届出者 住 所 〒

氏 名

電話番号

富山県登山届出条例第4条第1項の規定により、次のとおり登山届を提出します。

パーティーの名称		
登山者の住所、氏名、性別、年齢及び登山歴		別紙のとおり
登山期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (予備日 日を含む。)
行 程		
日程及び行動の概要	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	

装 備 及 び 食 糧	テント	型 型	人用 人用	張 張	
	ツェルト		人用	張	
	ザイル		メートル メートル	本 本	
	スコップ			丁	
	スノーソー			丁	
	ラジオ			台	
	アイゼン			組	
	輪かんじき(スノーシュー)			組	
	ビーコン			個	
	通 信 機 器	トランシーバー		台	メガヘルツ
		アマチュア無線機		台	メガヘルツ
		携帯電話	台	電話番号	
	燃 料				
	食 糧 (非常食を除く。)				日分
非 常 食				食分	
そ の 他					
緊 急 時 の 連 絡 先	住 所				
	氏 名				
	電話番号				
緊 急 時 の 救 助 体 制	救助する者 の代表者	住 所			
		氏 名			
	救助する者 の人数			人	
山岳遭難捜索費用に充 てるための保険の加入	有	[ 保険会社等の名称 ]		無	
摘 要					
※					
※ 受 理	※ 平成	年	月	日	
			※ 自 第	号	

備考

- 1 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入すること。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。

分担	住所	氏名	性別	年齢	登山歴（主に積雪期）			リーダー経験
					年月	日数	山名	
リーダー					年 月 日			回
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			

分担	住所	氏名	性別	年齢	登山歴（主に積雪期）			
					年月	日数	山名	リーダー経験
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			

上記の登山者の登山歴について、確認します。

平成 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

山岳団体 所在地  
 名称  
 代表者氏名  
 電話番号

備考 登山者の登山歴についての確認は、当該登山者が山岳団体に所属している場合に、当該山岳団体の代表者から受けること。

## 2 富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱関係

### (1) 年度別入山届受理状況

期別 年度	4/16～4/30			5/1～5/31			11/1～11/30			計		
	件数	人員	ビーコン貸出し	件数	人員	ビーコン貸出し	件数	人員	ビーコン貸出し	件数	人員	ビーコン貸出し
平成 26 年	564	1,296	20	1,148	3,286	25	927	2,530	11	2,639	7,112	56
平成 27 年	818	1,781	34	1,230	2,944	12	300	764	1	2,348	5,495	47
平成 28 年	802	2,052	23	1,090	2,536	9	504	1,161	5	2,396	5,749	37
平成 29 年	908	2,085	24	1,478	3,556	49	604	1,533	4	2,990	7,174	77

### (2) 富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱

平成 26 年富山県告示第 225 号

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、立山室堂地区において山岳スキー、スノーボード、登山等（次条第 2 項及び第 3 条第 3 項において「山岳スキー等」という。）を行う者の入山届の提出その他安全の確保に関し必要な事項を定めることにより、山岳遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この要綱において「立山室堂地区」とは、別表第 1 項に規定する区域をいう。

2 この要綱において「入山」とは、4 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 11 月 1 日から同月 30 日までの期間のうち、毎年度知事が定める期間において、山岳スキー等を行うために、室堂ターミナルを経て立山室堂地区（別表第 2 項に規定する区域を除く。）に立ち入ることをいう。

3 この要綱において「入山者」とは、入山をする者（当該入山について、富山県登山届出条例（昭和 41 年富山県条例第 22 号）第 4 条第 1 項の規定による登山届を提出した者を除く。）をいう。

#### (入山届の提出)

第 3 条 入山者は、次に掲げる事項を記載した入山届（別記様式）を知事に提出するものとする。

- (1) 住所、氏名、性別及び年齢
- (2) 入山の目的
- (3) 緊急時における連絡先
- (4) 雪崩ビーコン（雪崩に埋まった人の位置を探知するために電波を発信し、及び受信する機能を有する機器をいう。以下同じ。）その他の装備の携帯の有無
- (5) 山岳保険（山岳遭難捜索費用に充てるための保険をいう。以下同じ。）の加入又は未加入の別
- (6) 行程及び日程
- (7) 日程中の行動の概要及び宿泊先
- (8) その他知事が定める事項

- 2 前項の入山届は、入山者が集団で行動する場合は、代表者が提出することができる。
- 3 第1項の規定による入山届の提出は、山岳スキー等を行う前に、室堂ターミナル内において行うものとする。
- 4 知事は、第1項の入山届に記載された情報を警察その他救助、山岳遭難の防止又は遭難者の救助若しくは医療のために医療等に関係する者に対し、必要な限度で提供することができる。

(入山者の遵守事項)

第4条 入山者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 雪崩、滑落、天候の急変その他山岳遭難の危険を予防するため、自己及び他の入山者の安全に十分に配慮して行動すること。
- (2) 雪崩ビーコンその他の適切な装備を携帯すること。
- (3) 次条第1項の入山指導員又は警察官が山岳遭難の防止を図るために行う指導及び助言を尊重すること。
- (4) 特段の事情のない限り、山岳保険に加入すること。

(入山指導員)

第5条 知事は、登山に関し知識及び経験を有する者のうちから、入山指導員を委嘱する。

- 2 入山指導員は、第3条第1項の規定により提出された入山届の記載内容を確認するとともに、入山者に対し、その遭難の防止を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(山岳遭難対策協議会等との連携)

第6条 県は、国の機関、市町村、警察、交通事業者、宿泊施設関係者その他山岳関係団体等(次項において「関係機関等」という。)と連携して、入山者の遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助を図るものとする。

- 2 県は、関係機関等及び県の関係部局で組織する富山県山岳遭難対策協議会が行う次の事業を支援するものとする。

- (1) 立山室堂地区の気象、雪崩等に関する情報の提供
- (2) 入山者に対する雪崩ビーコンの携帯の指導及び貸出し
- (3) 山岳保険の加入の推奨その他入山者に対する指導及び助言

附 則

この告示は、平成26年4月16日から施行する。

別表（第2条関係）

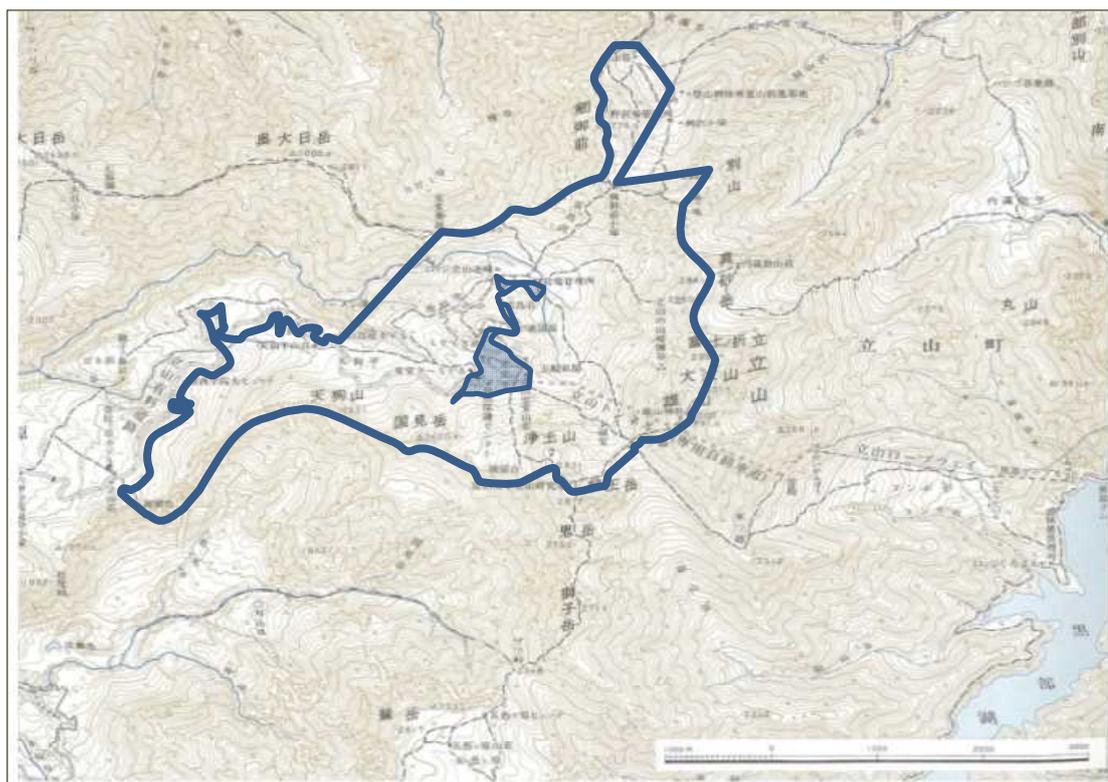
1 立山室堂地区

浄土山から稜線を南東進し龍王岳に至り、同地から稜線を北東進し一ノ越を経て雄山に至り、同地から稜線を北進し大汝山、富士の折立、真砂岳を経て別山に至り、同地から西進し劔御前小舎に至り、同地から北進し劔澤小屋を経て劔山荘に至り、同地から西進し劔御前北方の稜線との交点に至り、同地から稜線を南進し劔御前小舎前に至り、同地から稜線を西進し室堂乗越に至り、同地から南西進し立山高原ホテルに至り、同地から車道を西進し富山県立山荘に至り、同地から南東進しカルデラ展望台に至り、同地から稜線を東進し天狗山、国見岳、室堂山展望台を経て浄土山に至る線で囲まれた一円の区域（下図の太線で囲まれた区域）

2 立入りが「入山」とならない区域

室堂ターミナル（駐車場を含む。）、富山県立山センターその他の室堂平又は雷鳥沢に所在する建物及びそれらの敷地又は野営場、これらの施設を結ぶ歩道（雪上の経路を含む。以下同じ。）、室堂ターミナルから雪の大谷に至る歩道並びに車道の区域（下図の塗りつぶしの区域）

図



別記様式（第3条関係）

入 山 届

年 月 日

富山県知事 殿

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱第3条第1項の規定により、次のとおり入山届を提出します。

また、その内容を警察その他遭難者の救助、医療等に関係する者に対し、必要な限度で情報提供することを承諾します。

グループ名、入山者を代表する者の住所、氏名、性別、年齢及び携帯電話番号、緊急時の連絡先、装備並びに山岳保険加入の有無	グループ名	装備(携帯しているものに○)	山岳保険の加入
	住所		
	氏名 ( 歳) 男・女	雪崩ビーコン ショベル プローブ(ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称( )
	携帯電話番号		無
緊急時連絡先(電話番号) 氏名 本人との関係			
入山の目的(該当するものに○)	スキー・スノーボード・登山・写真撮影・その他( )		
入山期間	年 月 日から 月 日まで		
行程			
日程及び行動の概要	行動日	当日の行動の概要	宿泊先
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

備考

- 1 タンボ平、内蔵助カール、御山谷等の立山室堂地区外の区域においてスキー、スノーボード、登山等をされる場合も、帰路につくまでの全行程について記入してください。
- 2 緊急時連絡先は、入山者以外で連絡がとれる人の氏名及び連絡先を記入してください。
- 3 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入してください。

グループの場合、代表者以外の入山者については、各自が下記に記入してください。

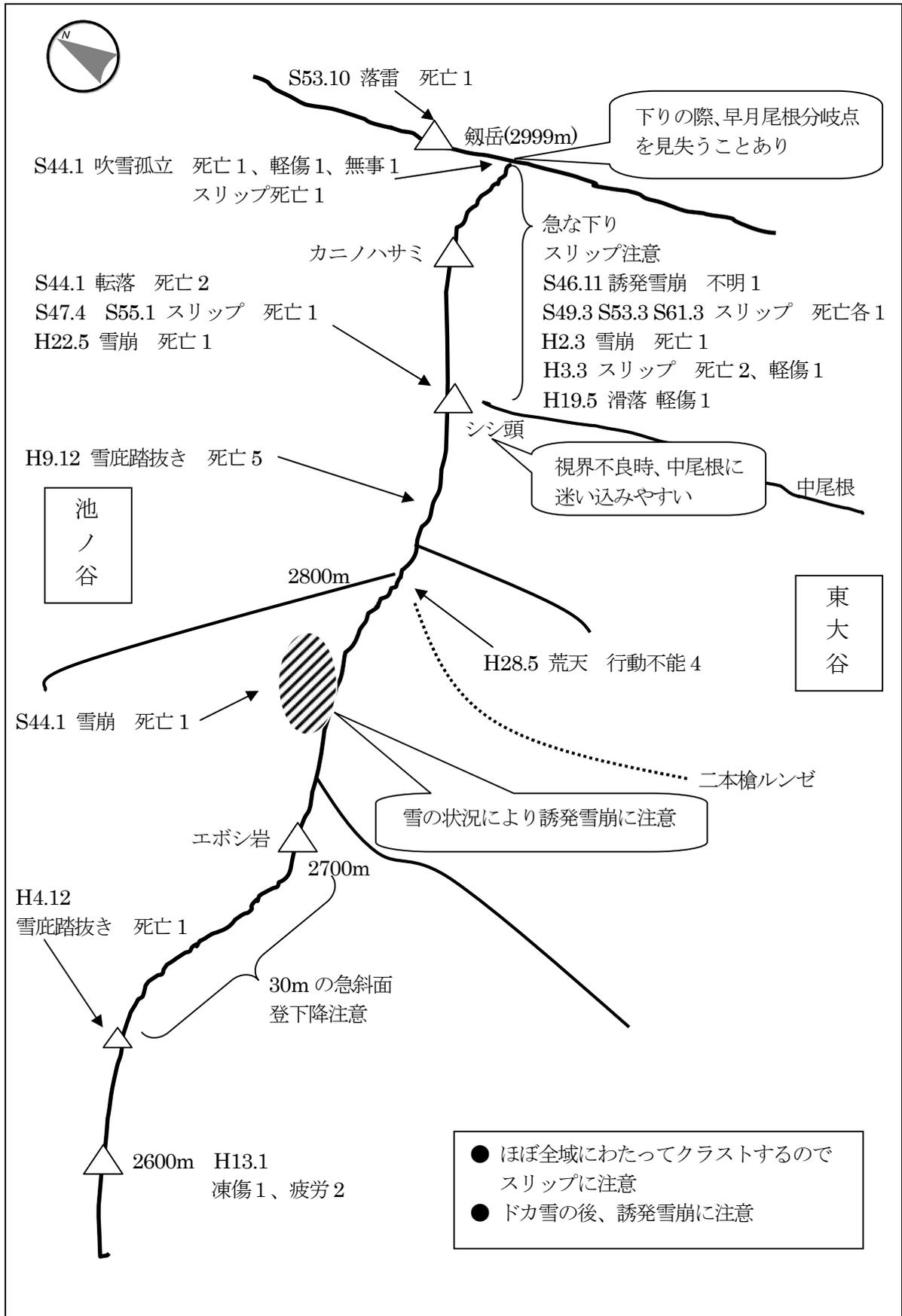
住所	装備（携帯しているものに○） 雪崩ビーコン ショベル プローブ（ゾンデ棒） ツェルト	山岳保険の加入
氏名 男・女 ( 歳)		有 保険会社等の名称 ( )
携帯電話番号		( )
緊急時連絡先（電話番号） 氏名 本人との関係		無
住所	装備（携帯しているものに○） 雪崩ビーコン ショベル プローブ（ゾンデ棒） ツェルト	山岳保険の加入
氏名 男・女 ( 歳)		有 保険会社等の名称 ( )
携帯電話番号		( )
緊急時連絡先（電話番号） 氏名 本人との関係		無
住所	装備（携帯しているものに○） 雪崩ビーコン ショベル プローブ（ゾンデ棒） ツェルト	山岳保険の加入
氏名 男・女 ( 歳)		有 保険会社等の名称 ( )
携帯電話番号		( )
緊急時連絡先（電話番号） 氏名 本人との関係		無
住所	装備（携帯しているものに○） 雪崩ビーコン ショベル プローブ（ゾンデ棒） ツェルト	山岳保険の加入
氏名 男・女 ( 歳)		有 保険会社等の名称 ( )
携帯電話番号		( )
緊急時連絡先（電話番号） 氏名 本人との関係		無

行動予定場所を図示してください。

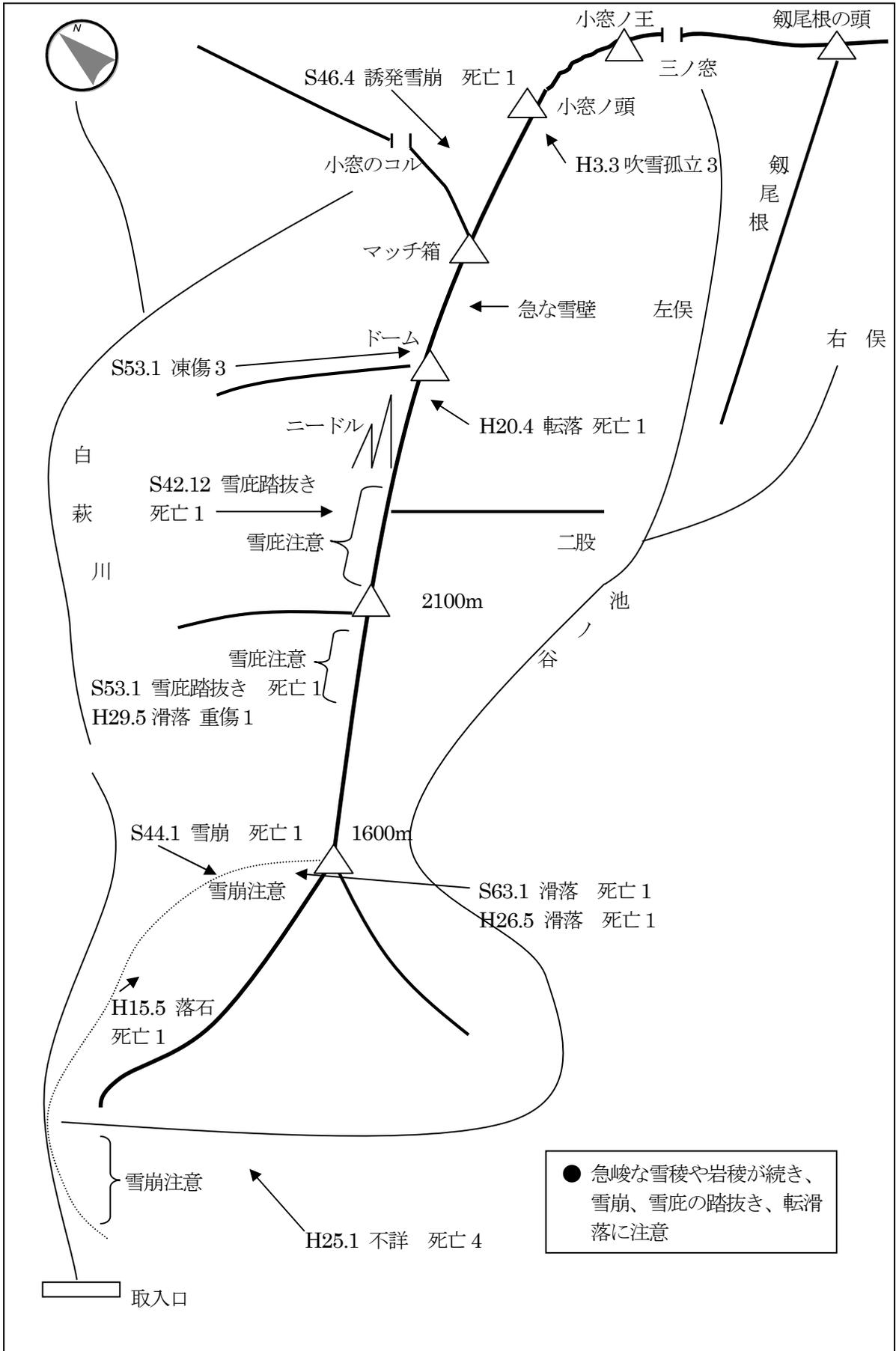


第5 積雪期における劔岳の危険箇所

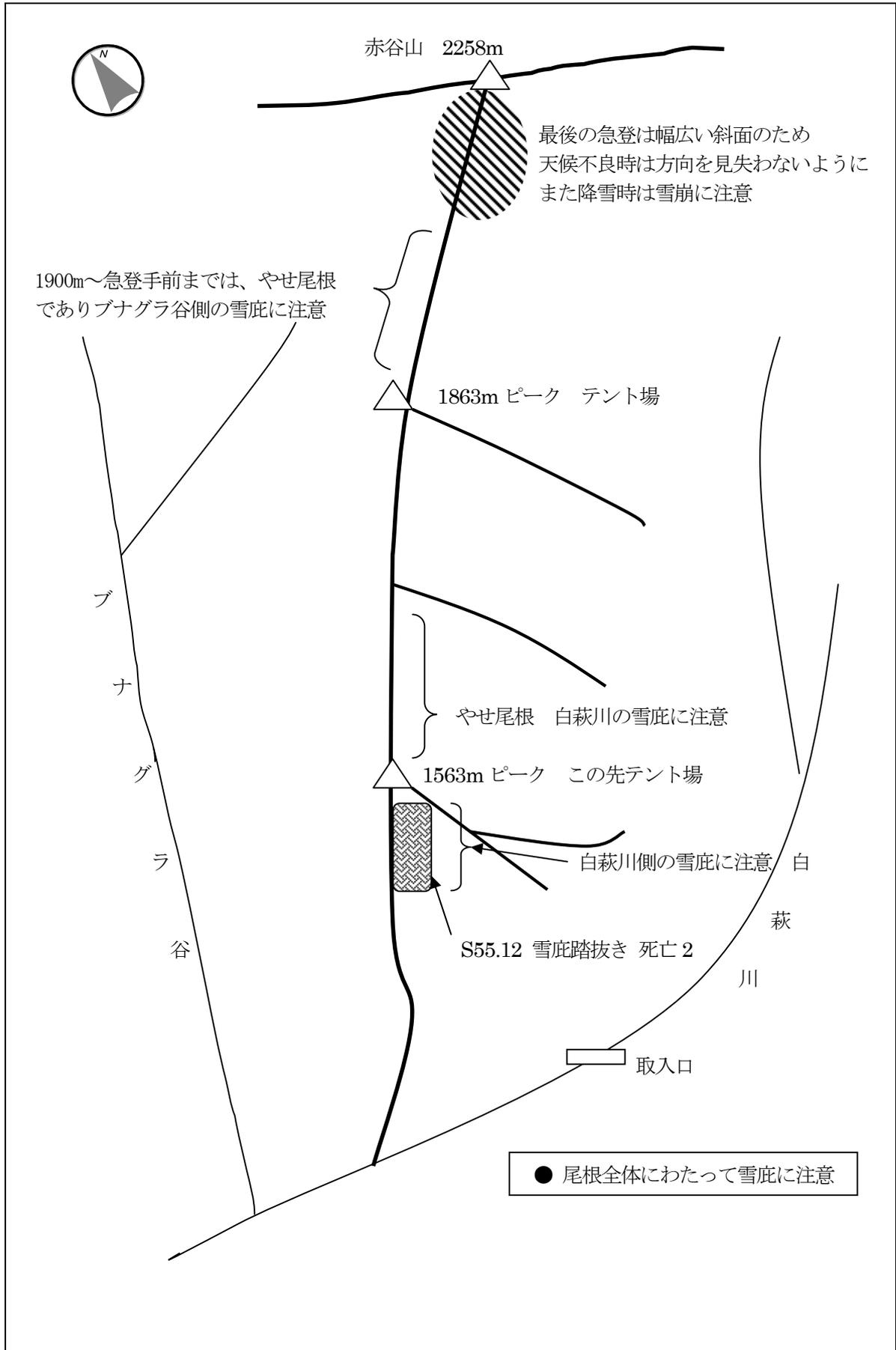
1 早月尾根上部 (標高 2600m～劔岳頂上)



2 小窓尾根



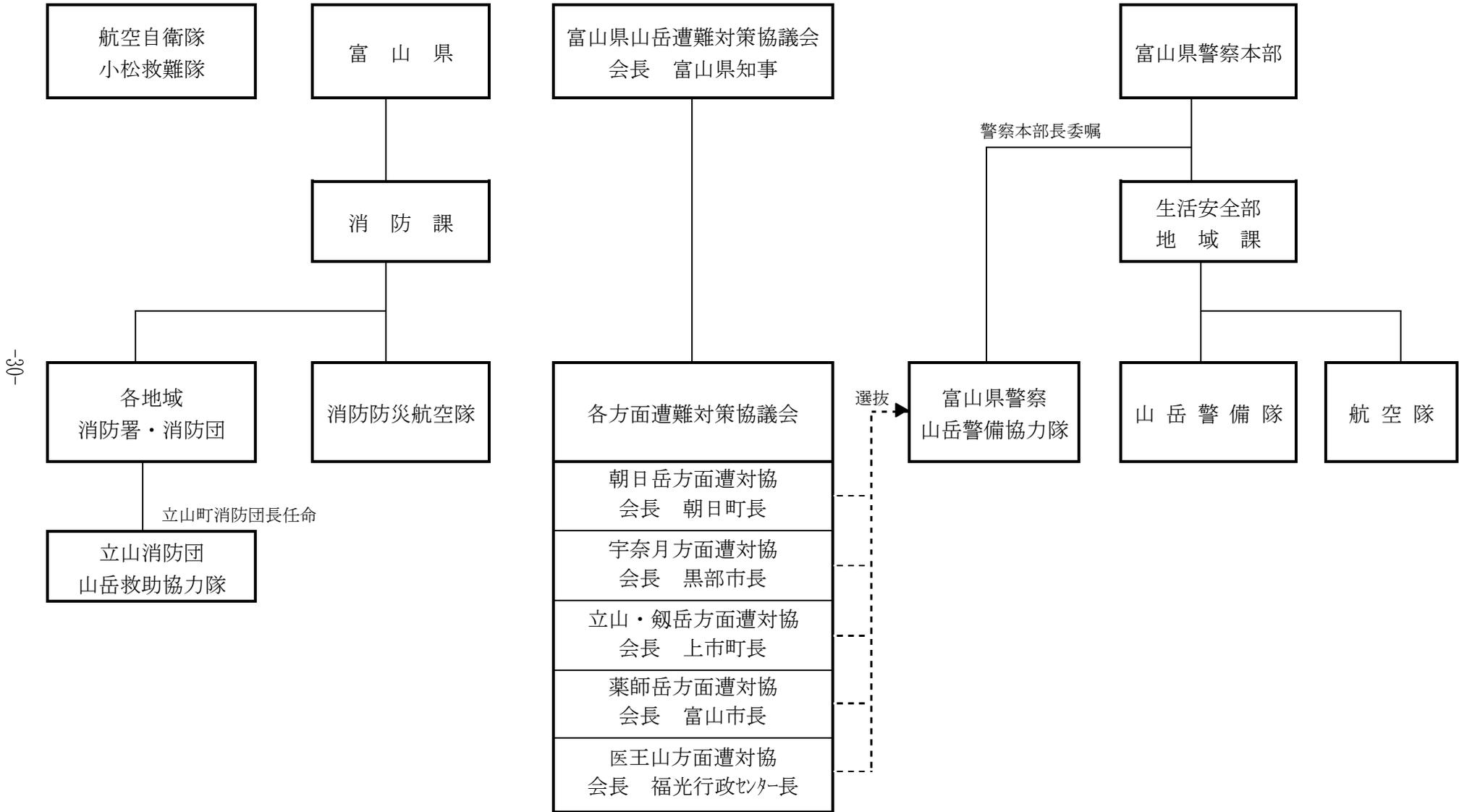
### 3 赤谷尾根







第6 富山県山岳遭難救助組織図



## 第7 平成29年の山岳遭難を振り返って

### 1 平成29年に発生した山岳遭難のうちの特異な事故と教訓

#### (1) ゴールデンウィーク期間中における遭難多発 12件15人

3件3人の死亡事故、6件7人の重傷事故が発生した。4月30日劔岳・源次郎尾根Ⅱ峰のコルから平蔵谷へ下降中に雪崩により死亡。5月4日劔岳・八ツ峰Ⅰ・Ⅱ峰間ルンゼ登高中に滑落により死亡。5月6日劔岳・三ノ窓雪渓を登高中に雪崩により死亡。

今年度は例年に比べ残雪が多く、期間中は比較的天候に恵まれ晴天が続いた日もあった。そのため、気温が上昇したことにより湿雪雪崩が発生しやすい状況にあった。春山の怖さ、危険を意識する重要性を改めて感じた。

#### (2) 外国人登山者による各種遭難 4件4人

1件1人の重傷事故が発生した。4月30日美女平付近にてオランダ人女性が道迷いで雪渓を転落して重傷を負った。

近年、日本への外国人観光客の増加に伴い、立山黒部アルペンルートを經由して立山・劔岳周辺を訪れる外国人登山者が増加している。今後も益々増加していく可能性が大きいことから、各関係機関が連携して遭難事故未然防止のための幅広い活動が求められる。

#### (3) 御前谷において行方不明の男性を9日ぶりに発見

8月24日に荒天の中、室堂から五色ヶ原山荘に向け出発したまま行方不明となっていたが、9月1日に御前谷標高1430m付近において男性を発見。

男性の怪我の程度は軽傷であり、無事救助された。谷沿いの比較的安定した場所で動かずに沢の水を飲める環境であったこと等から奇跡の生還に繋がった。

#### (4) 秋山シーズン中における死亡事故多発 4件4人

9月26日劔岳別山尾根の前劔大岩付近にて下降中に転落により死亡。9月29日劔岳早月尾根烏帽子岩直下にて下降中に滑落により死亡。10月1日奥大日岳山頂付近鎖場付近にて下降中に転落により死亡。10月9日黒部湖平ノ渡付近を通行中に転落により死亡。

いずれの事故もその形態は滑落、転落であり、下降中における事故が大半を占める。下降時における危険性を改めて感じた。

## 2 参考事項

- (1) 平成 29 年の遭難者の登山届提出率は 41%であった。40%を越える年は、統計を開始した平成 21 年以降で 26 年、27 年、28 年だけであり、高い提出率となっている。これは、平成 26 年に施行された「富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱」の入山届の提出をルールとして遵守してもらう取り組みが浸透してきたこと、山小屋等で行っている安全登山出前講話が奏功してきた結果であると思われる。

しかし、遭難者の半数以上が依然として登山届を提出していないことに鑑み、登山届の作成・提出が登山者自身の安全な計画立案や遭難した場合の早期発見につながることを引き続き広報する必要がある。

- (2) 単独若しくは 2 人～3 人組の遭難者数が合わせて 58%となり、全体の半分以上を占めていた。また、遭難者の 67%が山岳会等に属さない未組織登山者であることを考えると、昨今の登山ブームにより基本的な登山技術を身に付けていないまま入山していることに原因があると見られる。

登山の際には、日程や行動を十分に検討して登山計画書を作成し、無理な行動を控え、家族や関係者に行き先、下山日を確実に伝えるとともに、警察や山小屋等にも登山計画書を提出することをお願いしたい。

山岳遭難白書 試練と憧れ 第34号

平成30年3月発行

発行 立山・劔岳方面遭難対策協議会  
〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1  
上市町産業課 TEL076-472-1111(代表)

編集 富山県上市警察署  
〒930-0354 富山県中新川郡上市町大坪5-1  
上市警察署地域課 TEL076-472-0110(代表)

印刷 有限会社タカハシ印刷